

(仮称)春日井市こどもの権利条例(素案) 基本的な考え方

春日井市こども未来部子育て推進課

(仮称)春日井市こどもの権利条例(素案)の基本的な考え方

○ 背景・経緯

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が設立、こども基本法が施行されました。また、同年12月にこども大綱が策定され、**全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現**を目指すことが示されました。

虐待、体罰、いじめ等により「こどもの権利」を著しく侵害している事象や、こどもの不登校など、こどものまわりには様々な問題が起こっています。

こうした中、当市においても、**まち全体で「こどもの権利」への理解を深め、こどもの権利条約の理念を実現するために、こどもや関係団体等の意見を取り入れ、「こどもの権利」の保障を促進し、こどもが豊かに育つため条例の制定が必要である**と考え、令和6年度から条例の制定に向けての準備を開始しました。

なお、この条例の制定については、「こどもの成長を支え、可能性を広げる『こどもまんなか』のまち春日井」を基本理念とする「かすがいこどもまんなかプラン」(計画期間令和7年4月～)の主な取組にも位置付ける予定です。

※「こどもの権利」とは

すべてのこどもが、命を守られ、安心して、健やかに自分らしく暮らせるよう、必要で大切なものです。世界中すべてのこどもたちが持つ権利を定めた「子どもの権利条約」を日本も批准しています(平成6年)。

○ 策定に向けての取組

条例策定にあたり、当事者であるこどもたちの意見を聴き、反映させるため、アンケートやワークショップを実施しました。(令和6年7月～ 計10回)

【ワークショップ】(5回、220名)

自分や周囲で守られていないと思う権利を考え、「その権利を誰がどうすれば守られるか」、また、「その権利が守られるために自分たちにできることは何か」、グループで意見を出し合ってもらいました。

(実施学校等)

- ・春日丘高等学校インターアクトクラブ ・石尾台中学校2年生
- ・山王小学校5年生 ・西山、北城子どもの家利用児童

【アンケート】（5回、531名）

自分が大切だと思う権利や守られていないと思う権利、その権利を誰がどうすれば守られるかなど、アンケートに答えてもらいました。

（実施対象）

- ・市長と語る会参加者（小学6年生）
- ・春日井まつり来場者（小学生）
- ・春日井高等学校定時制
- ・春日台特別支援学校（高等部）
- ・春日井高等特別支援学校

◇ ワークショップやアンケートから見えた「こどもたちの想い」

Q. 誰がどうすれば「こどもの権利」が守られるか

- A.
- ・「親がこどもの意見を受け入れる」
 - ・「友達や親は、相手の気持ちを考え、思いやる」
 - ・「親や学校の先生に話を聞いてほしい、相談にのってほしい」
 - ・「みんなが他の人が傷つく言葉を言わないようにする」
 - ・「みんなが人の個性を認め合うようにする、尊重する」 など

Q. 「こどもの権利」が守られるために、自分たちにできることは何か

- A.
- ・「他の人を尊重する、認め合う」
 - ・「人の個性を否定しない」
 - ・「相手の意見に興味を持とうとする」
 - ・「先生や親に相談する」「友達からの相談にのる」
 - ・「否定する理由を親に聞く」「自分の意見を真剣に親に話す」 など



“こどもたちの想い”
を踏まえて検討

『春日井市こどもの権利条例の基本的な考え』を次のとおりとします。

- ◎ 大人もこどもも、こどもの権利を理解し、尊重する。
- ◎ 普段の生活から「対話」を大切にし、すべてのこどもの権利をまち全体で守る。

前文

かけがえのない宝物のようで
すばらしい可能性を秘め
がんばって今を生き
いつか大きな花を咲かせる

こどもはそんな存在であり、自ら成長する力を持ち、未来を担う大切な社会の一員です。
全てのこどもは、生まれた時から一人の人間として幸せに生きる権利があります。
そして、権利の主体として考えや意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。

こどもたちは、自分の権利が守られるため、大人や周囲にこう望んでいます。

「意見を聴いてほしい、受け入れてほしい」

「相談にのってほしい」

「私たちと話し合ってほしい」

「考えや個性を尊重してほしい」

また、こどもたちは、こどもの権利が守られるために自分たちにできることは何か、考えています。

「自分の意見を大切にして、相手の意見も受け入れる」

「まわりの人に相談する」

「自分がされたり、言われたりして嫌なことを他の人にしない」

大人は、このようなこどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを尊重します。

また、常にこどもに寄り添い、対話に努めるとともに、こどもの権利について、理不尽な否定をしません。

こどもと大人ともに、こどもの権利を理解・尊重し、また、日ごろの生活から周囲との対話を大切にすることによって、まち全体でこどもの権利を守り、こども一人一人が豊かで幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

前文では、本条例の前提となる基本的な考え方について、条例の策定に向けて実施したこども向けのワークショップやアンケートの結果も踏まえて記載しています。

全ての「こども」は、自ら成長する力を持ち、日々その力を発揮しながらがんばって生きている、唯一無二の存在であり権利の主体です。そうした日々のなかで、周囲の力も借りながら様々な能力を伸ばし、自分なりの想いや希望を持つようになり、周囲と協働しながら、少しずつ「大人（大きな花）」に近づいていきます。

「かすがい」市が、春日井市第六次総合計画で目指す「暮らしやすさと幸せをつなぐまち」であり続けるためには、このまちの未来を担う、全てのこどもたちのあらゆる権利が守られ、身体的、精神的及び社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活することができる「こどもまんなか社会」が実現できるよう、まち全体で努力することが必要です。

条例の策定に向けて実施したワークショップ等では、「誰がどうすれば自分たちの権利が守られるか」「権利が守られるために自分たちにできることは何か」、こどもたち自身が考えました。

そこでの意見を踏まえると、「こどもまんなか社会」の実現のためには、大人はもちろん、こども自身も、こどもの権利を理解・尊重することが必要です。また、誰かが特定の意見を一方的に押し付けたり、理由のない否定をしたりすることは、こどもの権利を理不尽に侵害することにつながります。一人一人異なる考えや個性を尊重するためには、こどもを含む関係者が対話によってお互いの意見を理解し、一緒に考えようとする姿勢が重要なのです。

なお、対話については、言葉によるものに限らず、明確に意思を表明できない子どもに対しても、こどもの成長過程等に応じたコミュニケーションをとることが必要です。

(目的)

第1条

この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることにより、まち全体でこどもの権利の保障を促進し、こどもが豊かに育つことを目的とする。

大きく4つの要素に分けてこどもの権利について明記し、それぞれの主体の責務を定め、こどもの権利保障を促進するための方策を示すことにより、こどもが豊かに育つことを目的としています。

こどもから高齢者まで、全ての市民等がこどもの権利への理解を深め、こどもの権利条約の理念を実現するために、本市のこどもや関係団体等の意見を取り入れた市独自の条例としています。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、又はその他の者でこどもを現に養育する者をいう。
- (3) 学校等関係者 学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者をいう。
- (4) 地域住民等 市民及び市内で活動する者又は団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者をいう。

(1) こども

児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）第1条と同様に、18歳未満の者とした。また、これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者とは、在学中に18歳の誕生日を迎えた高校生等が考えられます。

(2) 保護者

こどもに対し親権を行う父母のほか、何らかの理由により、親権者がいない場合の未成年後見人、こどもを実際に養育している祖父母等の養育者、里親、児童養護施設長等を指します。

(3) 学校等関係者

学校とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のほか、専修学校、学校教育に類する教育を行うものを指します。また、その他こどもが学び、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設とは、こどもの家、民間のフリースクール、学習塾、スポーツクラブ等を指します。

(4) 地域住民等

市内で活動する者とは、市内で働いたり、学んだりする人等を指します。市内で活動する団体は、ボランティアなどの市民活動団体や町内会等を指します。

(5) 事業者

市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人及び法人等を指します。

(安心して暮らす権利)

第3条

こどもは、安心して健やかに暮らすため、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 生命を脅かされないこと。
- (2) 健康な生活ができるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。
- (3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) 安心できる又は自分らしく過ごせる居場所があること。
- (5) 悩んだ時や困った状況にある時に、相談することができ、必要な支援を受けられること。
- (6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。
- (7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。

こどもが安心して健やかに生きていくためには、心身ともに守られ、安心していられる環境がまずは大切であり、生活の中で土台となる権利です。

(1) 生命を脅かされないこと。

子どもの権利条約においても「生きる権利」が規定されています。絶対的に命が守られることがまずは大切で、脅かされることがあってはなりません。

(2) 健康な生活ができるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。

心身ともに健やかにいられること、またそのためにケガや病気の時に必要な医療等や福祉サービスを受けられることが守られなければなりません。

医療等とは、医療行為のほか、こどもが健康な生活を送るため、医療行為に定義されていない母子保健、軽微な擦傷の処置等を含めたものとしています。

(3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。

こどもは、保護者だけでなく、こどもに関わる周りの人からも愛情を受け、理解されながら育まれることによって、自己肯定感が高まって安定的な自己を確立することができ、安心な暮らしに繋がります。

(4) 安心できる又は自分らしく過ごせる居場所があること。

家や学校、習い事、部活動などさまざまな場所や場面が、自分が安心して、ありのままの自分でいられる居場所であり、それぞれ人によって違います。

(5) 悩んだ時や困った状況にある時に、相談することができ、必要な支援を受けられること。

こどもが悩んだり困っている時、それはこどもの権利が侵害されている、又は権利侵害につながる状態にある可能性があります。そのため、周囲が寄り添い、安心して相談することができる環境を整えることは、こどもの権利を守るために大切な支援の1つとなります。

(6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。

身体的なものだけでなく精神的なものも含め、こどもに対するあらゆる違法又は不当な行為は、どんな理由があっても認められるものではありません。

(7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。

すべてのこどもは、国籍、人種、性別、障がい、経済状況などを理由として、差別又は理不尽な扱いを受けることがあってはなりません。

(自分らしく生きる権利)

第4条

こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分のことを自分で決められること。
- (3) プライバシーが侵害されないこと。
- (4) 名誉が毀損されないこと。

ありのままの自分でいられ、また自分自身のことを自分で決め、周りからの誹謗・中傷などを
受けず生きるための大切な権利です。

(1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。

こども大綱においても、こども施策に関する基本的な方針の1つとして「こどもの多様な人格・
個性を尊重する」とされています。個々のこどもの「自分らしさ」が認められ、大切にされるこ
とが重要です。

(2) 自分のことを自分で決められること。

こどもも社会の一員であり、権利の主体として自分自身のことを自分で決めることができるも
のです。経済的に自立していなくとも、年齢や発達の程度に応じて自身のやりたいことや、将来
のことについて自分の意見を持ち、その決定に主体的に関わることを認められることが重要です。

(3) プライバシーが侵害されないこと。

プライバシーは他人に知られたくない個人情報であり、こどもも社会の一員として尊重すると
いう観点から当然に守られるべき権利です。こどもが自分の情報を誰にどのように伝えるかとい
うことを、正当な理由なく他の人が勝手に決めることはできません。

(4) 名誉が毀損されないこと。

名誉毀損は他人からの正当な評価が守られなくなるもので、誹謗中傷や失敗や特性を嘲笑する
こと等がこれに当たります。こどもが一人の人間として尊重され、自己肯定感を適切に育むため
に大切な権利です。ただし、誤った行動を指摘し指導したり、議論の中で根拠を示して反論や批
判をしたりすることは、原則的に名誉毀損には当たりません。

(参加する権利)

第5条

こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するため、次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分の意見又は考えを表明する機会が与えられ、尊重されること。
- (2) 意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。
- (3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

こども基本法第3条においても、こども施策の基本理念として「意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と掲げられています。

(1) 自分の意見又は考えを表明する機会が与えられ、尊重されること。

こどもが主体的に社会に参加するため、自分に関わることについてこども自身が意見を表明するための環境が作られ、守られなければなりません。

(2) 意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。

意見を表明するためには、さまざまな知識や情報が必要です。

それらをこどもが自発的に得られるようにするだけでなく、周囲からの提供も大切な支援となります。

(3) 自由に仲間を作り、集い、又は活動すること。

こどもが自由かつ主体的に活動ができるように、自身で仲間やグループを作りさまざまな活動を行うことが守られなければなりません。

(豊かに育つ権利)

第6条

こどもは、豊かに育つため、その心身の発達状況や希望を踏まえ、次に掲げることを適切にできる環境が守られなければならない。

- (1) 食べること。
- (2) 心と身体を休めること。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 文化、芸術、スポーツ等に触れ、さまざまな経験を積むこと。

こどもが心身ともに健やかに育つために大切なこと、また、それに加えて社会でのさまざまな出会いや体験等により豊かに育っていくことも大切な権利です。

(1) 食べること。

こどもの健やかで豊かな成長には、適時に適温で適切な量と質の食事が必要不可欠です。また、食事を通して他の人と交流したり、様々な文化に触れたりすることも重要です。

(2) 心と身体を休めること。

こどもの健やかで豊かな成長には、適切な時間の睡眠と、ゆったりと心を落ち着かせる時間が必要不可欠です。特に心を休めるためには安心できる「居場所」が大切となります。

(3) 遊ぶこと。

発達段階に応じて、さまざまな遊びをすることは心身の発達に重要です。

また、遊びを通じた仲間との交流により、こどもはより豊かに育ちます。

(4) 学ぶこと。

発達段階や関心に応じて学ぶことも、心身の発達や社会の一員として活動するために重要です。学校等の学びの場だけでなく、普段の生活も含め、あらゆる場での学びの権利が守られるものです。

(5) 文化、芸術、スポーツ等に触れ、さまざまな経験を積むこと。

こどもは、遊びや学びに加え、さまざまな活動を通じて言葉を覚え、磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、育ちます。

(大人の責務)

第7条

大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、及び尊重しなければならない。

2 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けるとともに、こどもからの相談には、こどもに寄り添いながら応じなければならない。

こどもの権利が守られるためには、まずは大人が、こどもは社会の一員であり、権利の主体であることを認識し、こどもの権利について正しく理解する必要があります。

そして、前文にも挙げた「こどもたちの声」に寄り添い、普段の生活から対話を大切にしながら、まち全体でこどもの権利を守っていくことが求められます。

(こどもの責務)

第8条

こどもは、自らの権利について正しく理解するとともに、社会の一員として、他者にも同様の権利があることを認識し、尊重するよう努めなければならない。

まち全体でこどもの権利を守っていくことが大切です。こどもも「社会の一員」であることから、こどもの権利が守られるために、こども自身の役割も明記することとしました。

こどもがこどもの権利について正しく理解し、その大切さを知るとともに、周囲の人たちにも同じように大切な権利があることを理解し、自分と他者の権利を尊重できるよう、その発達段階に応じて努力していくこととします。

なお、前文の「こどもたちの声」にも挙げたとおり、アンケートやワークショップで「こどもの権利が守られるために自分たちにできること」として、「他者を尊重する」という意見がこどもたち自身から主体的にたくさん出ました。

（保護者の責務）

第9条

保護者は、こどもの養育、成長及び権利の保障について最も重要な責任があることを認識し、こどもにとっての最善の利益は何かを考えて、こどもを養育しなければならない。

2 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。

こどもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的に責任を負うことから、保護者はこどもの最善の利益を考え、養育します。こどものことを決める際には、大人の都合だけで決めるのではなく、こどもにとって一番いいことは何かを考慮することが重要です。

また、こどもが他者に思いやりをもち、他者の権利を大切にすることができるよう、必要な知識を教え、指導していきます。

(学校等関係者の責務)

第10条

学校等関係者は、こどもが主体的に学び、健やかかつ豊かに育つことができるよう、こども一人一人の発達段階に応じ、必要な支援をしなければならない。

2 学校等関係者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、自らの権利と同様に、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。

学校等関係者は、こどもの普段の生活において保護者に次いで身近に接しており、こどもの権利が守られるための重要な存在です。こどもの発達段階に応じて、子供の成長のため教育を行い、必要な時にはこどもの相談に応じる等、支援を行っていきます。

また、保護者と同様に、こどもが他者に思いやりをもち、他者の権利を大切にすることができるよう、必要な知識を教えたり、円滑な対人関係を構築できるよう指導したりするなどの支援を行います。

（地域住民等の責務）

第11条

地域住民等は、こどもが地域の一員として安全に安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるようこどもを見守り、また必要な支援を行うよう努めなければならない。

こどもが安全に安心して暮らすには、地域での見守りも大切です。また、こどもが地域の一員として豊かに成長できるよう、地域住民等は、町内会やこども会等地域の行事や活動に参加する機会の提供等に努めていきます。

(事業者の責務)

第12条

事業者は、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、従業員が子育てに対する理解を深めることができるよう努めなければならない。

保護者が、子育てと仕事を両立していくためには、職場の制度の整備と理解醸成が必要です。

事業者は、男女ともに育休、子の看護休暇その他の子育てのための休暇や短時間勤務制度を使いやすくするなどの子育てに配慮した環境整備に努め、また、他の従業員が社会全体で子育てを支える意義について理解し、配慮できるように努めていきます。

(市の責務)

第13条

市は、こどもの権利を保障するため、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働により、こどもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、大人、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

市はこどもに関する施策の策定・実施に当たって、こどもの意見を取り入れたり、また、保護者や関係機関等と連携し、こどもの状況に応じた「こどもにとって最善の利益」を考えることとします。

また、それぞれの主体がそれぞれの責務を果たすための必要な支援を行います。

（子育て家庭への支援）

第14条

市及び学校等関係者は、保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その責務を果たせるよう、こどもの成長する過程にあわせて途切れのない必要な支援を行わなければならない。

2 市及び学校等関係者は、困難な状況にあるこども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、こどもの成長する過程にあわせて途切れのない必要な支援を行わなければならない。

こどもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的に責任を負うことから、市・学校等関係者は、それぞれの立場で保護者の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた支援を行います。

また、育児不安や貧困、ヤングケアラー、不登校、障がい、非行等困難な状況にあるこども及び家庭に対し、それぞれの課題について、市・学校等関係者が相談できる環境を整え、状況に応じた支援を行います。

途切れのない必要な支援については、乳幼児期から大人までの成長する過程にあわせて、状況に応じた支援を行っていくものです。

(こどもの居場所づくり)

第15条

市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、さまざまな体験をすることのできる居場所づくり又はその支援に努めなければならない。

市を始めとする主体は、こどもが安心していられる、また、普段どおりのありのままの自分でいられる、自分らしく過ごせる居場所づくりに努めます。居場所は、こどもが安心して対話できる人間関係の構築といった環境づくりも含みます。また、市を始めとする主体が居場所を整備して提供するだけでなく、こども自身が居場所づくりを行おうとする際に、可能な範囲で必要な場所や情報、資材の提供等を行うことも含みます。

（虐待及び体罰の防止）

第16条

市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対する虐待及び体罰を防止するために、関係機関と協力して必要な対策を講じるとともに、早期発見に努めなければならない。

- 2 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行わなければならない。

虐待や体罰といった身体的又は精神的な暴力は、こどもの心身の発達に大きな悪影響を及ぼす行為であり、断じて許されるものではありません。

市を始めとするすべての主体がこれを防止するため、児童相談所をはじめとした関係機関と連携して対策し、早期発見に努めるものとします。

また、虐待や体罰を受けたこどもの保護や心のケア、自立支援といった支援を行います。

「関係機関」には、警察、児童相談所、医療機関、こどもや子育て家庭への支援を行う団体等が考えられます。

(いじめの防止)

第17条

学校等関係者及び市は、こどもに対するいじめ防止及び早期発見に努めなければならない。

- 2 学校等関係者及び市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救済し、必要な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行わなければならない。

いじめは、こどもの心身の発達に大きな悪影響を及ぼし、また、不登校やひきこもりの原因となるなど、こどもの生活そのものに大きな支障を引き起こします。学校等関係者は直接いじめを把握する可能性が高い立場から、市は学校等の施設を所管・指導等する立場又はこどもを支援する立場から、いじめ防止及び早期発見に努めなければなりません。

また、いじめ被害者の早期発見、相談・支援だけでなく、加害者に対する指導等も行うことにより再発の防止へつなげます。特に、加害者の抱える課題がいじめという形で表面化する場合もあることから、単にいじめという行為に着目して加害者を指導するだけではなく、関係機関とも連携しながらその抱える課題への対応を検討することも重要です。

(多様性の尊重)

第18条

市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者並びにこどもは、こどもの国籍、人種、性別及び宗教その他の違いについて、その多様性を尊重しなければならない。

2 市及び学校等関係者は、こどもに対するあらゆる偏見及び差別その他理不尽な扱いが生まれないようにするために、その多様性についての大人及びこどもの理解を深めるよう努めなければならない。

こどもは、それぞれの生まれ持った国籍、人種、性別、身体的特徴などに加えて、感じ方や考え方についても様々な違いがあります。誰にでも他の人と異なることがあり、全ての主体が互いにそれを受け入れ、尊重していくことが求められます。

こうした違いが尊重されない状況においては、特定の属性の人は全員が同じ特徴を持っているかのように扱う偏見や、特定の属性のみに着目して不当に排除したり別の扱いをしたりする差別など、こどもが理不尽な対応をされる可能性があります。それを防ぐためには、大人もこどもも、どのような属性のこどもであっても単にその属性の一員としてではなく一人の人間として個別の事情に応じた対応を行うべきことを認識し、特定の属性について正しい知識を得るなど、多様性への理解を深めるよう努力することが必要です。

(意見表明及び参画の促進)

第19条

市は、こどもに関わる市の施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。

2 学校等関係者は、こどもが参加する行事等について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。

3 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。

第5条の「参加する権利」を守るため、市を始め、学校等関係者や地域住民等はそれぞれの立場で、こどもに関する施策や行事、活動についてこどもが意見を言い、参画する機会をつくっていくものです。

まち全体で企画段階からこどもと一緒に活動することにより、こどもが参画することが当たり前となるような土壌をつくっていくことが求められます。

（こどもの権利侵害からの救済）

第20条

市は、こどもの権利侵害に関する相談又は救済にあつては、保護者や関係機関と連携し、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮して対応するものとする。

こどもの権利が侵害される具体的な状況は、虐待、体罰、いじめなど多岐にわたります。それぞれの課題について、こども一人一人の状況や侵害されている権利の内容を考慮しつつ、市が保護者や児童相談所等の関係機関と連携し、専門の機関で必要な相談支援を行います。